

岩手県告示第819号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、一関都市計画区域、千厩都市計画区域及び東山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成22年10月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時 平成22年11月24日(水)午後2時から

(2) 場所 一関地区合同庁舎3階大会議室

2 都市計画の変更の案の概要

一関都市計画区域、千厩都市計画区域及び東山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別紙のとおり変更し、名称を「一関都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と変更する。

3 公述申出書の提出期限 平成22年11月15日(月)

備考 「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課、県南広域振興局土木部一関土木センター及び千厩土木センター並びに奥州市役所に備えておいて平成22年10月15日から同年11月15日まで縦覧に供する。